金と力相撃って火花を散す

全員の署名無しと嘆願書を跳附く

住友鑄鋼所實行委員 總本店幹部に嘆願

住友鑄鋼所の職工は十七日定刻入所すると前日通り怠業と罷業この中間の様な態度を採って唖々騒いでゐるうち十時になると實行委員十名は工藤支配人に面會を求め應接室で會見の上全職工二千名の連判状を添へて再び十五日に解雇されたる機械職工組合幹事山内鐵吉の復職を嘆願したが支配人は山内を解雇したのは自分一箇の意見でなく總本店で幹部協議の結果同人は會社に對し不都合だと言ふ見解から諭旨したのであるから今更自分一人の意見では如何ともする事が出來ぬと跳附けそこで委員等は『それでは我々は先づ總本店の幹部を訪ね會見の上嘆願します』と述べ別に勞働條件に關する嘆願書をも提出したが工藤氏は細讀文意につき一々意見を述べ委員は之に對し説明を加ねた工藤氏は『嘆願書には全職工の署名のないのは如何』と難詰すると委員等は『我々は職工の代表者だから其必要はない』と答へ工藤氏は委任状か或は其代表たる事を證明する證書なきに代表の權限を認めよとは不法なりとて受理しないので委員達は憤慨して一時間以上押問答をしたが工藤氏は頑として動かないので嘆願書を卓上に打置きながら室を退き午後一時全職工を食堂に集めて右の顛末を報告した後兎に角總本店に中田理事を訪ひ直接嘆願する事に決したが工藤支配人は一々署名捺印を要すとて嘆願書を受理しないのは餘りに亂暴であるとて飽くまで連署連判をせずと力味返ってゐる

住友電線所員が油差に早變り

改て新要求書を提出 即答を迫りて拒絶され直接總本店交渉と決す

十六日怠業状態より罷業化した恩貴島なる住友電線製造所職工は十七日も全員定刻に出勤したが前日同様工場内各所で勞働歌を高唱し演説をなし罷業を續けてゐたが機械には注油しないため物凄い音響を發して運轉してゐるので所員達は油差に早變りして油差に忙殺されてゐるたが午前十時頃西崎常務は職工の要求に對し委員十一名を應接室に招致し川上副支配人其他二三の所員と共に會見し「職工諸君の要求書は再三同様のものである會社としては第一回に充分の誠意を挿び回答したので此上に新しく回答する事は出來ぬ而して今日の如く怠業を續けるのは會社の損害であり… 此儘に打捨て置くことは出來ないから此の點を考慮して一日も早く常態に復歸して貰ひたい」こ… これに對し職工等は要求書が容認さるる以上我々は一步も讓歩するの餘地なしこ放言し直に工場へ引返し… 協議の上… 調製しあつた要求書を再度西崎常務に提出した

分拆して他の如何なる品よりも品質の優れたホーカー…

要求書

一、會社に於て萬一臨時休業せんとする場合は休日の期日より三日前に於て實行委員に通告すべし

二、會社に於いて萬一臨時休業せんとする場合は其期日内一日一人に對し平均日收を支給すべき事

三、臨時職工と行動を共にする本決議に對し不都合と認め臨時職工雇入當時の契約期間滿了せざるに於て解雇する場合は同契約期間までの賃金を支給すべき事

四、右要求に對し即答せられたき事

…委員は西崎常務に即答を迫つたがかゝる重大事件に對しては重役會を經た上でなければ回答は出來ぬ我々は株主の代表… してゐる者である即答などは絶對に出來ぬが兎に角受理して置かうこの言に委員等は工場に引揚げ全職工に其旨を報告したが職工等代表は總本店に對して交渉するが利益と考へ代表等は愈よ總本店と交渉を開始することに決した

住友態度石の如し

休業要求も問題とせず 頑として拒絶又拒絶

鑄鋼所職工は山内鐵吉復職嘆願の連判状を携へ代表者は十七日夜北濱總本店に山下常務を訪ひて嘆願したが會社側では之を峻拒し又一方に於ては中田理事始め幹部連一同同本店二階理事室にて鑄鋼所職工等の提出嘆願書に對し十八日午前十時回答すべき答案を協議した電線側に與へたと同樣の回答をなすに決して此以上は斷然拒絶するとに決した又電線職工等が十七日休業に關しての要求書に就き會社側は頭より問題とせず之を拒絶する事に決し十八日午前十時迄には其答案を鑄鋼職工に交附することゝなった

罷工團に同情

友愛會神戸支部の態度

友愛會神戸支部員は極力藤永田の罷工團に應援し若し罷工團が力盡きた時は乘り出して會社に當るこ云ふ意氣込みで準備をなし居るこいふ(神戸電話)

6.19

鴻池組應援説

人夫三百を繰出す

住友電線工場職工が萬一不穩の行動に出る場合には… の力を借さんとの… 府下西成郡傳法町の鴻池忠二郎氏は三百名の人夫を率ゐて何時でも必要に應じ繰出し得るやう警察と諒解を得てゐるとの風評がある

友愛會の拘束者八名愈々起訴

殘り四名は釋放

藤永田造船所の勞働爭議につき… 當地方裁判所… 検事の手にて取調中であった友愛會理事西尾、東、藤岡、島崎、… 野、早川の八名は十七日午後石郷岡検事の手で起訴され豫審に附せらるゝ事となり… 豫審判事の許に一件書類と共に送致されたので十七日中に收監され殘りの松岡、塚本、長田、松井の…

罷工團の賃銀

受取に日野國明氏造船所を訪ふ 調停行動を採る

爭議中の藤永田造船所では十六日復職職工に賃銀の支拂をしたが罷工職工側は一纏めにして受取るべく十六日午後四時友愛會の代表者が委任状を一纏めにして持參したが會社では法律上の形式を備へずとて支拂を拒んだので罷業團では十七日辯護士日野國明氏に依頼したので同氏は職工代理として交渉をなすことに決し同日午後一時半友愛會員數名と罷工團員十數名を伴ひ會社を訪ひ前野芳造氏と會見し午後二時半頃委任状の完全なものに對して支拂ひをなし不完全のものに對しては職工自身改訂の上受領させることとなった尚は日野氏は調停の勞を採る可く友愛會幹部と意見を交換してゐるが同會では十七日

一、工場内に於て從業する勞働者を以て組織する組合を交渉團體として認め横斷組合の支部たる組合も同樣に之を認むる事

一、右交渉方法は工場委員制度に依る但し同制度は別に之を定む

の二項を工場側に諮問されたいこ希望したので同氏は工場訪問に際し前野氏其他に相談した

モスリン浴衣地陳列會
六月廿四日
均一友仙賣出日
於榮店
伊藤萬商店
大阪安土町

賀川豊彦氏が調停案

勞働委員會の組織要項

賀川豊彦氏等は十七日西區… 共益社で協議の結果藤永田造船所爭議に關し左の調停案を作成し同所に提出するとになつた

勞働委員會の組織要項

一、一定數の職工を有する工場及大工場に在りては職場毎に勞働委員會を設け後者に於ては更に工場聯合委員會を設くる事

二、(イ)委員會は指名委員及選擧委員を以て組織し前者は會社業主之を指名し後者は職工中より之を選出すること
(ロ)選擧資格は年齡二十歳以上繼續六ケ月以上の者に限り之を有する事
(ハ)指名委員の數は選出委員の數を超ゆるを得ざる事

三、(イ)選出委員の數は職工(未定)人に付一人とし以上(未定人)を超ゆる毎に一人を增すべき事
(ロ)委員は… 内に於て一定數以上の… に於て(未定)人に滿たざる… 合と雖も一人の委員を選出し得る事

四、(イ)委員會は一年五回以上之を開くことを要し其他必要に依り臨時會を開き得る事
(ロ)委員會の決議は出席委員の多數決に依り可否同數の場合に議長之を決する事
(ハ)議長は委員の投票に依り之を選任す

五、委員會は勞働條件並に保健衛生危害防止補償互助共濟娯樂休養風紀教育其他福利增進事項に就き企業主の諮問に依り又は自ら提案し審議調査し其決議を企業主に提出する事

勞働大批判演説

鈴木氏の八面鋒 賀川氏の爆烈彈

十七日午後六時から天王寺公會堂で全大阪勞働組合主催の下に勞働爭議批判大演説會が開かれて五月雨降りしきる泥濘も厭はず… 八面鋒… 賀川豊彦氏… 藤永田造船所の態度… 拍手喝采… 午後十一時… 散會した

… 全大阪勞働者大會

6.19

住友は極めて强硬

會社側は何んな場合も此回答は變更せぬ

既報の如く住友製鋼所職工は十七日代表者大矢、堤氏以下七名の手で嘆願書を提出したが之に對し會社側では十八日正午を期して左の如き回答書を送り今後如何なる場合も此回答は變更せぬとの意思を見せてゐるので職工側では目下寄々善後策の協議中である

一、當會社のみの職工を以て組織し且當會社進步發達の目的に背馳せざる團體に對しては當會社は職工の幸福增進に關し經營に差支なき限り其團體の意見を徴すべし但團體に加入せざる職工の意見につきても亦同じ

二及三、解雇及自己退職の場合に於ける手當については過般來當會社に於て講究中なれば追て決定發表すべし

四、日給金一圓三十錢以下の職工に對し增給の申出あるも此種の職工中には婦女及幼者を含むのみならず… 元來當會社にては從業者の爲め常に充分其利害を慮り諸般の規定施設をなし來れる者なれば右手當の支給につきても安意して其決定を待つべし

五、今回の件に關して犧牲者は成るべく出さざる方針なるも其情狀によりては之を保證し難し

六、希望條件としての夜業全廢は當會社作業の性質上不可能なり… 目下の處… 難し

右の通り御答へ致します

電線職工の代表者は本店へ

十九日は職工大會

一方電線工場では十八日正午から職工側の阿部秀氏以下七名の委員が住友本店を訪ねて色々要求條件に付いて協議中であるが、十九日午前九時から午後四時迄西區傳法町の榮樂座で住友職工大會を開催…

6.18

住友兩工場は愈々怠業に入る

鴻池組で萬一を警戒 然し形勢は全く靜穩である

住友製鋼所職工及び電線職工は十七日早朝から例の如く運動はしたが製鋼所は午前八時頃から、電線所は午前九時頃から職工一同仕事を中止して純然たる怠業状態に入った… 鴻池組の鴻池忠二郎は乾分三百餘名を引連れて工場の前で萬一を警戒してゐる、尚職工等は別に騒ぐ色もなく只工場内で怠業を續けてゐるのみで今の處惡化する模樣なく一般平靜である